

简析《侵权责任法》框架下的产品责任

《中华人民共和国侵权责任法》（以下简称“《侵权责任法》”）已于 2009 年 12 月 26 日通过，将于 2010 年 07 月 01 日施行。《侵权责任法》是中国继《合同法》、《物权法》之后的又一部基本民事法律制度，将成为中国未来推行的“民法典”的又一个重要组成部分。

《侵权责任法》在規定侵权责任的一般原則、責任構成和責任方式的同时，重點規定了产品責任等七類特殊侵权责任（“特殊侵权责任”在归責原則上，有別於“一般侵权责任”的“過錯責任原則”）。在此，律師擬以《侵权责任法》為基礎，對比《中華人民共和國產品質量法》¹（以下簡稱“《產品質量法》”）等中國現行法律規定，對與廣大企業密切相關的产品責任進行如下簡要分析。

产品责任的定义

根据《侵权责任法》，产品责任是指产品生产者、销售者因产品存在缺陷造成他人人身、财产损害所应当承担的侵权责任。其中，根据《产品质量法》第 46 条的规定，“产品存在缺陷”是指产品存在危及人身、财产安全的不合理的危险；产品有保障人体健康和人身、财产安全的国家标准、行业标准的，是指不符合该标准。

产品责任区别于产品质量责任，后者是指产品的生产者、销售者以及对产品质量负有直接责任的主体违反《产品质量法》规定的产品质量义务而应承担的法律责任，该法律责任的范围广泛，既可能是侵权责任，也可能是违约责任。

产品责任的归责原则

《侵权责任法》再次确认了《产品质量法》所确立的关于产品责任的归责原则，即，可以总结为“对内的归责原则”和“对外的归责原则”两类。具体来讲：

1. “对内的归责原则”可分为“生产者的严格责任”和“销售者的过错责任”。即：

「不法行為法」枠組における製造物責任を簡潔に分析する

「中華人民共和國權利侵害責任法」（以下「不法行為法」という）が 2009 年 12 月 26 日に可決され、2010 年 7 月 1 日に施行される。「不法行為法」は中国の「契約法」、「物権法」に続く基本民事法律制度の 1 つであり、これもまた中国が将来推進する「民法典」の重要な構成部分の 1 つである。

「不法行為法」は不法行為責任の一般原則、責任構成及び責任負担方式を定めると同時に、製造物責任等の 7 つの特殊不法行為責任（「特殊不法行為責任」は責任帰属の原則上、「一般不法行為責任」の「故意・過失責任の原則」とは異なる）を重点的に定めている。ここで、筆者は「不法行為法」をベースに、「中華人民共和國製造物品質責任法」¹（以下「PL 法」という）等の中国の現行の法律規定と比較しながら、多くの企業と密接に係る製造物責任について以下の通り簡潔に分析する。

製造物責任の定義

「不法行為法」によると、製造物責任とは、製造者、販売者が製品に欠陥が存在したことで他人の身体、財産に損害をもたらしたことにより負うべき不法行為責任をいう。そのうち、「PL 法」第 46 条の規定によると、「製品に欠陥が存在した」とは製品に身体、財産の安全を脅かす不合理な危険が存在することをいい、製品に人体の健康及び身体、財産の安全を保障する国家基準、業種規格がある場合は、この基準に適合しないことをいう。

製造物責任は製造物品質責任とは異なり、後者は、製品の製造者、販売者及び製品の品質について直接の責任を負う主体が「PL 法」に定める製造物品質義務を違反したときに負担すべき法的責任をいい、当該法的責任範囲は広く、不法行為責任も、違約責任も含まれると考えられる。

製造物責任の責任帰属の原則

「不法行為法」は、「PL 法」にて確立された製造物責任の責任帰属の原則を、「内部に対する責任帰属の原則」と「外部に対する責任帰属の原則」の 2 つにまとめることができると改めて確認するものである。具体的には次の通りである。

1. 「内部に対する責任帰属の原則」は「製造者の厳格な責任」と「販売者の故意・過失責任」に分けることができる。

¹ 律師理解，雖然《侵权责任法》和《产品质量法》都对产品責任做出了規定，但《侵权责任法》的施行并不会导致《产品质量法》相关内容无效，两者应按照一般法和特别法的关系予以理解和适用。

¹ 筆者の理解では、「不法行為法」と「PL 法」はいずれも製造物責任について規定を行っているが、「不法行為法」の施行は「PL 法」の關係内容を無効にするものではなく、両者は一般法と特別法の關係に基づき理解し適用することになると考える。

- 对于生产者而言，只要发生了“产品缺陷造成他人人身、财产损害的后果”，无论生产者处于怎样的主观心态，除非存在法律规定的“除外事由”，否则，生产者都应当承担侵权责任。《侵权责任法》对“除外事由”未作规定，律师认为，此时《产品质量法》第41条规定的以下“除外事由”应当适用：
 - (1) 生产者未将产品投入流通的；
 - (2) 产品投入流通时，引起损害的缺陷尚不存在的；
 - (3) 将产品投入流通时的科学技术水平尚不能发现缺陷的存在的。

需要注意的是，即便符合上述第(2)项和第(3)项的“除外事由”，也不意味着生产者可以绝对免责。根据《侵权责任法》，产品投入流通后发现存在缺陷的，生产者、销售者应当及时采取警示、召回等补救措施；未及时采取补救措施或者补救措施不力造成损害的，仍应承担侵权责任。

- 对于销售者而言，只有在“因其过错致使产品存在缺陷，从而造成他人人身、财产损害的后果”的情形下，销售者才应承担侵权责任。如果销售者能够证明自己没有过错的，则不必承担侵权责任。但如果销售者不能指明缺陷产品的生产者也不能指明缺陷产品的供货者的，那么，此时适用“推定过错原则”，销售者仍应承担侵权责任。

2. “对外的归责原则”是指产品生产者和销售者应当对因产品责任造成的损害向被侵权人承担连带责任。发生产品责任的，被侵权人可以向生产者请求赔偿，也可以向销售者请求赔偿，任何一方都不得拒绝。产品缺陷由生产者造成的，销售者赔偿后，有权向生产者追偿。因销售者的过错使产品存在缺陷的，生产者赔偿后，有权向销售者追偿。

产品责任的承担主体

- 製造者については、「製品の欠陥が他人の身体、財産に損害をもたらした結果」が発生するだけで、製造者がどのような主観的な意識下であったとしても、法に定められた「免責事由」が存在しない限り、製造者はいかなるときであれ不法行為責任を負うことになる。「不法行為法」は「免責事由」について規定を行っていないが、この場合「PL法」第41条に定める以下の「免責事由」が適用されると筆者は考える。
 - (1) 製造者が製品を市場に投入し流通させていなかった。
 - (2) 製品を市場に投入し流通させた時点では、損害をもたらした欠陥は存在していなかった。
 - (3) 製品を市場に投入し流通させた時点での科学技術水準では欠陥の存在を発見することができなかった。

注意すべき事項として、上記の第(2)号及び第(3)号の「免責事由」に適合したとしても、製造者は絶対に免責できることを意味するのではない。「不法行為法」によると、製品を市場に投入し流通させてから欠陥の存在に気付いた場合、製造者、販売者は遅滞なく注意喚起、リコール等の救済措置を講じなければならず、救済措置を遅滞なく講じなかった、又は救済措置が功を奏さずして損害をもたらした場合、依然として不法行為責任を負わなければならない。

- 販売者については、「自己の故意・過失により製品に欠陥が存在したことで、他人の身体、財産を損なう結果をもたらした」状況においてのみ、販売者は不法行為責任を負うことになる。販売者が自身には故意・過失がないことを証明できる場合は、不法行為責任を負う必要はない。但し販売者が欠陥製品の製造者を明示できず、欠陥製品の供給業者を明示することもできない場合は、「故意過失推定の原則」を適用し、販売者は依然として不法行為責任を負うことになる。

2. 「外部に対する責任帰属の原則」とは、製品の製造者及び販売者は、製造物責任によりもたらす損害について被侵害者に対し連帯責任を負わなければならないことをいう。製造物責任が発生した場合、被侵害者は製造者に対し賠償を請求することも、販売者に対し賠償を請求することもでき、いずれの一方もこれを拒否してはならない。製品の欠陥が製造者によりもたらされた場合、販売者は賠償した後、製造者に償還請求することができる。販売者の故意・過失により製品に欠陥が存在することになったのであれば、製造者は賠償した後、販売者に対し償還請求することができる。

製造物責任を負担する主体

如同《产品质量法》，《侵权责任法》将产品责任的承担主体严格限定在生产者和销售者这两类主体之上。发生产品责任的，被侵权人只能向这两类主体请求赔偿，而不能直接向其他主体（例如：产品的运输者等）请求赔偿。

较《产品质量法》进步的是，《侵权责任法》同时也规定了缺陷产品的运输者、仓储者的法律责任。根据《侵权责任法》，因运输者、仓储者等第三人的过错使产品存在缺陷，造成他人损害的，产品的生产者、销售者赔偿后，有权向第三人追偿。该规定进一步完善了侵权责任的追偿体系，有利于保护生产者和销售者的合法权益。

产品责任的承担方式

如同《产品质量法》，《侵权责任法》同样以“损害赔偿”作为产品责任的重要责任承担方式。与《产品质量法》不同的是，《侵权责任法》并不以“损害赔偿”作为产品责任的唯一责任承担方式，《侵权责任法》在此方面有如下突破：

1. 增加了“排除妨碍、消除危险”这一责任承担方式。显然，在增加这一责任承担方式后，被侵权人将不需要等到产品缺陷已经造成损失的情况下，才来主张侵权责任。此举有利于防范“损失”于未然，更高效地发挥法律的“定分止争”作用。
2. 特别规定了“惩罚性赔偿”。根据《侵权责任法》，在同时符合以下条件的情况下，被侵权人有权主张“惩罚性赔偿”：
 - 对缺陷产品的生产、销售存在故意（明知产品存在缺陷仍然生产、销售）；
 - 且，缺陷产品投入流通后，造成他人死亡或健康严重损害。

遗憾的是，《侵权责任法》并未规定“惩罚性赔偿”的计算方式、限额等，这给此后司法机关在审理类似案件时留下了较大的自由裁量空间。

给产品生产者的、销售者的建议

律师理解，与以《产品质量法》为代表的已有产品责任法律体系相比，《侵权责任法》在产品责任方面主要有以下三个方面的突破：

1. 更加严格了生产者的产品责任，明确了在发生“除外事由”的情况下，产品生产者、销售者应及时采取警示、召回等补救措施；

「PL 法」と同じく、「不法行為法」は製造物責任の負担主体を製造者と販売者というこの 2 つの主体に厳しく限定している。製造物責任が発生した場合、被侵害者はこの 2 つの主体に対してのみ賠償を請求することができ、直接に他の主体（たとえば、製品の輸送者等）に賠償を請求することはできない。

「PL 法」と比べて進歩した点は、「不法行為法」は欠陥製品の輸送者、倉庫保管者の法的責任も同時に定めていることである。「不法行為法」によると、輸送者、倉庫保管者等の第三者の故意・過失により製品に欠陥が存在し、他人の損害をもたらした場合、製品の製造者、販売者はこれを賠償した後、第三者に償還請求することができる。この規定により不法行為責任の償還請求体制が一層整備され、製造者と販売者の適法な権益の保護に有益である。

製造物責任の負担方法

「PL 法」と同じく、「不法行為法」は「損害賠償」を製造物責任の重要な責任負担方法としている。ただし、「不法行為法」は「損害賠償」を製造物責任の唯一の責任負担方法とはしていない点が「PL 法」とは異なり、「不法行為法」はその点において次の進展があると考えられる。

1. 「妨害を除去し、危険を取り除く」という責任負担方法を追加した。言うまでもなく、この責任負担方法を追加した後は、被侵害者は製品の欠陥により損失をもたらされるという状況になってからでないと不法行為責任が主張できないということはなくなった。これは「損失」を未然に防ぐにあたり効果があり、法律の「紛争予防」の役割を一層効果的に発揮させるものである。
2. 「懲罰的損害賠償」を特別に規定した。「不法行為法」によると、同時に次の条件に適合した場合、被侵害者は「懲罰的損害賠償」を主張することができる。
 - 欠陥製品の製造、販売に故意が存在するとき（製品に欠陥があることを知っていながら製造し、販売したとき）。
 - また、欠陥製品を市場に投入し流通させた後、他人を死亡させ又は健康に著しい損害をもたらしたとき。

残念ながら「不法行為法」は「懲罰的損害賠償」の計算方式、限度額等を規定していないため、その後に類似案件を審理する司法機関に大きな自由裁量権の余地を与えることになる。

製品製造者、販売者に対する助言

筆者の認識では、「PL 法」を代表とする既存の製造物責任法律体系と比較した場合、「不法行為法」は製造物責任の方面で次の 3 つの方向において進展がある。

1. 製造者の製造物責任を一層厳しくし、「免責事由」が発生した場合に、製品製造者、販売者は遅滞なく注意喚起、リコール等の救済措置を講

2. 明确了产品运输者、仓储者造成产品缺陷情况下的侵权责任；
3. 丰富了产品责任承担方式，增加了“排除妨碍、消除危险”这一责任承担方式，并规定了“惩罚性赔偿”。

律师理解，上述突破中，除第 2 项对产品生产者、销售者有所保护（生产者、销售者可以向有责任的运输者、仓储者追偿，实际上也有利于生产者、销售者及时向被侵权人进行赔偿）之外，其他更加侧重于保护被侵权人的利益。由此，产品生产者、销售者应更加注重防范产品责任。律师对此给出如下建议：

1. 加强产品出厂质量管理，严格依据法律规定，以及有关国家标准、行业标准等进行产品生产；
2. 加强产品流通环节管理，建立完善的产品流通跟踪制度，通过合同约定等形式明确上游和下游经销商的义务及其法律责任；
3. 加强产品研发和售后服务，密切跟踪产品的销售、使用动态，发现产品存在缺陷的，应立即采取补救措施，防止损失进一步扩大；
4. 积极投保产品责任保险，分散风险；等等。

综上，作为侵权责任的一种，产品责任因其牵涉到社会生活的各个方面而备受关注。在《侵权责任法》施行之后，产品生产者、销售者的产品责任将会有所加重。由于《侵权责任法》是一部基本民事立法，其对产品生产者、销售者的实际影响如何，还有待后续立法以及司法实践予以进一步明确。

备注：

请点击以下网址，查看相关法令的全文内容：

《中华人民共和国侵权责任法》

http://www.gov.cn/flfg/2009-12/26/content_1497435.htm

《中华人民共和国产品质量法》

http://www.aqsiq.gov.cn/zwgk/flgz/zlxq/jd/200701/t20070130_27668.htm

（里兆律师事务所 2010 年 02 月 26 日整理编写）

じなければならないことを明確にした。

2. 製品の輸送者、倉庫保管者が製品の欠陥をもたらした場合の不法行為責任を明確にした。
3. 製造物責任負担方法を豊かにし、「妨害を除去し、危険を取り除く」という責任負担方法を追加し、且つ「懲罰的損害賠償」を定めた。

筆者の認識では、上記の進展は、第 2 号の製品製造者、販売者に対する保護（製造者、販売者は責任のある輸送者、倉庫保管者に償還請求することができ、実際には製造者、販売者が遅滞なく被侵害者に賠償を行うにあたり有益である）のほか、その他は被侵害者の利益を守ることに一層の重点を置いている。このことから、製品の製造者、販売者は製造物責任の防備に一層注意しなければならない。筆者からは以下のとおり提案する。

1. 製品出荷時の品質管理を強化し、法律の規定、及び国の関係規準、業種基準等を厳格に遵守し、製品を製造する。
2. 製品の流通段階の管理を強化し、完全な製品流通追跡制度を構築し、契約の約定等の形式を通じて川上及び川下の代理店の義務及びその法的責任を明確にする。
3. 製品の研究開発及びアフターサービスを強化し、製品の販売及び使用の動向を密接に追跡し、製品に欠陥が存在することを発見した場合には、直ちに救済措置を講じ、損失の更なる拡大を防止する。
4. 製造物責任保険を積極的に付保し、リスクを分散する。等

以上から、不法行為責任の 1 つとして、製造物責任は社会生活の各方面に影響するものであるため関心が払われるが、「不法行為法」の施行後は、製品製造者、販売者の製造物責任はより重くなるはずである。「不法行為法」は基本民事立法の 1 つであり、製品の製造者、販売者に対する実際の影響がどのようであるかについては、立法及び司法の実践により一層明確にしていく必要がある。

備考：

関係する法令の全文の内容をご覧になる場合は、下記の URL をクリックしてください。

「中華人民共和国権利侵害責任法」

http://www.gov.cn/flfg/2009-12/26/content_1497435.htm

「中華人民共和国製造物責任法」

http://www.aqsiq.gov.cn/zwgk/flgz/zlxq/jd/200701/t20070130_27668.htm

（里兆法律事務所が 2010 年 2 月 26 日付で作成）